

理容・美容業の規制緩和

被災者支援 訪問、仮店舗営業可能に

政府は東日本大震災の被災住民支援の一環として、理容業と美容業の規制を緩和し、避難所への訪問営業や仮設住宅近くでの仮店舗営業を可能とした。規制緩和期間は今月から約2年間を予定している。

現行の理容師法、美容師法では、病気で来店できないう場合や、結婚式での出張サービスなどを除き、許可を得た店舗以外で髪を切ることは認められない。しかし、被災地では店までの交通手段がなかつたり、店が

損壊したりしているため、避難住民から「特例を適用してほしい」との要望が相次いでいた。阪神大震災の際も、こうした規制緩和措置はとつておらず、今回が初の試み。

対象は①地震で通常の営業が困難になっている②避

難所か仮設住宅で生活している——のいずれかに該当する理容師と美容師。被災者のほか、ボランティアのスタッフにもサービスを提供できる。避難所と仮設住宅に出張して営業できるほ

とも検討している。
被災店舗向けに提供する

か、避難所か仮設住宅に隣接する場所なら、役所に届け出ずに仮設店舗の設置を可能とした。通常、店舗新設の場合は各自治体の条例で一定の面積以上であることや、床を防水加工することなどが求められるが、今回は例外とした。

被害の大きかつた岩手、宮城、福島の3県には計約1万7000の理容店と美容院があるが、沿岸部を中心には相当数が被災したとみられ、政府は今後、ハサミやクシなどの用具セットを